

令和3年

行方市農業委員会

第5回総会会議録

(令和3年5月25日)

令和3年5月25日 行方市農業委員会第5回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第30号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第32号	現況証明願について
議案第33号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第34号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定について
議案第35号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第36号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第37号	行方市職員を行方市農業委員会事務局職員に兼ねて任命することについて
議案第38号	訴訟事件に係る被控訴人指定代理人の指定について
議案第39号	訴訟事件に係る被控訴人訴訟代理人の指定及び委任について
報告第22号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第24号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第25号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原文 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後3時00分 (会長挨拶)
事務局	それでは、ただいまより令和3年行方市農業委員会第5回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶、清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会	<p>長 改めましてこんにちは。</p> <p>第5回総会ということで皆様方にはお忙しいところお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>また、日頃より農業委員活動、皆様方にはご協力をいただいておりますことを心より感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>今日は天気の方は爽やかな天気で大変いい日になったなど、こういうふうな感じで、今、ウェブ会議というのがあったんですが、全国農業委員会会長大会というのは東京で例年行われておったんですけども、このコロナ禍ということで集まるわけにはいかないのウェブ会議という、さっき1時半からでしたね、やって、笠間の会長さんが事例発表とかやっておりました。そういうのを聞いておったんですが、まだコロナのほうも皆様ご承知のようにまだ収束はしないというようことで、今後、ワクチンが接種され、それでも気をつけながら生活しているうちにだんだん収束していくということだろうと思います。ですから、もう少し慎重に生活をしながら農業委員活動もしていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>例年であれば6月の中旬に旅行というようなことで、今頃は楽しみしているわけだったのでありますが、残念なことにこういうことですから、もう少し慎重に生活をしていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>そういうことですので、感染症対策を取ってスムーズに総会のほうを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、皆様方のご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、総会前の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p>
	(経過報告)
事 務 局	<p>それでは、続きまして、日程第3、経過報告に移りたいと思います。</p> <p>5月行事経過報告により説明いたします。別紙のほうをご覧になっていただきたいと思っております。</p> <p>5月13日、広報委員会。北浦庁舎におきまして、農委だよりの発行についてを協議いたしました。出席者につきましては、広報委員、事務局で行いました。</p> <p>続きまして、5月17日、農業委員会郡地区協議会会長、事務局長会議。こちらは水戸市のフェリヴェールサンシャインで行いました。協議内容としましては、茨城県農業会議役員並びに常設審議委員の改選についてです。出席者につきましては、清水会長、事務局で出席をいたしました。</p> <p>同じく同日、農業委員会会長・事務局長会議、こちらも行いました。協議内容につきましては、農業会議の事業推進等について、ほかでございます。出席者は、清水会長、事務局でございます。</p> <p>5月18日、行方市農作物病害虫防除対策協議会役員会。こちら北浦庁舎におきまして、令和3年度総会資料について協議を行いました。出席者は、清水会長、高塚</p>

代理でございます。

本日、全国農業委員会会長大会、こちら、先ほど行われまして、1時半より北浦庁舎でライブ配信で行いました。内容といたしましては、政策提案決議及び事例報告でございます。出席者は、清水会長、事務局のほうで視聴いたしました。

同じく本日、第5回総会となっております。

以上、です。

(議長の選出)

事務局

それでは、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

議長

それでは、規定によりまして議事進行のほうをさせていただきます。

(資格審査報告)

議長

ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名でございますので、定数に達しております。

したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議
全
員
議

長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
異議なし。

長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
2番横瀬忠美委員 3番古渡武文委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議事日程報告)

議長

議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

(議案の審議)

議長

それでは、審議に入ります。

(議案第30号)

議長

議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局	議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する）。
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
3番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む農業の81歳の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む農業の74歳の男性の方です。受人は田畑合せて68aで、主にハウスでトマトをやっているそうです。農作業日数も300日、農機具などもそろっていて、申請事由は農業経営の規模拡大で、区分は所有権移転です。場所は、玉造大宮神社から南へ500mぐらい入ったところですが、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
16番	16番、原です。2項について調査報告をいたします。 譲受人は市内小貫に在住する60歳の農業の男性でございます。サツマイモを中心に140aほど耕作しております。譲渡人は市内小貫在住の83歳の農業の男性でございます。受人と渡人の関係は、実の親子でございます。申請理由は、農業経営の安定のためであり、贈与による所有権の移転であります。調査の結果、何ら問題もなく、許可相当であると見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議長	調査の結果は、何ら問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
16番	16番、原です。3項の調査報告をいたします。 借受人は市内両宿に実家があり、現在東京に在住する54歳の会社員兼農業をしている男性でございます。貸人は市内小貫に在住の会社兼農業の男性でございます。申請理由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、当該農地に賃貸の設定をしたいというものでございます。農機具等も所有しており、実家から申請地まで0.7キロであり、問題ないものと思われまふ。醸造用のブドウを植えるそうでございます。許可をしてもよいものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議長	調査の結果は、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異

		議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。4項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、農業、74歳の男性の方です。譲渡人は行方市南、無職、72歳の男性の方です。2人の関係は兄弟です。申請理由は農業経営の規模拡大、区分は売買による所有権移転です。譲受人は今回取得する田を含め計54aに、水稻、露地野菜をつくっており、農業日数も180日、家から5キロ、10分、何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。第5項の調査報告をいたします。 申請人は行方市南高岡在住の67歳、農業の男性です。渡人は行方市南高岡在住の90歳の農業の男性でございます。2人の関係ですが、実の親子となっております。申請理由として経営移譲で、区分は贈与による所有権の移転となっております。現在、申請人は夫婦で水稻と露地野菜をつくっております。農業日数も年間280日と問題なく、親子間の贈与による所有権の移転ですので、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項、7項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。関連がございますので6項、7項一括で調査報告をいたします。 6項、7項の受人は市内船子在住、農業兼会社役員の61歳の男性です。6項の渡人は行方市在住の91歳、無職の男性です。7項の渡人は潮来市在住の80歳、無職の女性です。申請事由は農業経営の拡大充実のため、区分は売買による所有権移転です。通作距離はどちらも3kmです。調査の結果、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1 4	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 14番、根崎です。第8項の調査報告をします。 譲受人は玉造乙の法人代表の男性です。渡人は市内次木在住、72歳の農業の女性です。農業法人を設立し農業に新規参入するため、賃貸借権の設定をするそうです。農業従事日数は150日、農機具は役員の方の1人の方の父より借りて作業するそうです。作物はサツマイモをつくるそうです。何ら問題なく、許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何ら問題なく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
(議案第31号)		
議	長	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。
議 9	長 番	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。1項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査をまいりました。 譲受人は潮来市、37歳、教員の男性の方、譲渡人は行方市富田、59歳の教員の男性の方です。申請事由は自己用住宅、区分は使用貸借権です。譲受人は現在アパートに居住しているが、隣接地に親が居住しているため生活の助けをしたいことで案件に出ました。田の245㎡については住宅に出入りするための必要不可欠なものでありますので、場所は行方市富田一乗寺付近になります。事業計画書、その他の関係書類も整っており、何ら問題ないと調査をまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、郡司です。第2項の調査報告をいたします。
 譲受人は32歳で行方市井上在住の会社員の方です。譲渡人は60歳で同市井上に
 在住し、パートの方です。申請事由については記載のとおりで、現在使用していな
 い農地に娘夫婦の家を建築したいということで、自己用住宅の建築になります。区
 分は使用貸借権です。場所は、行方市玉川地区学習センター付近になります。事業
 計画書、資金計画書など必要な書類も添付されてるため、許可相当と調査してまい
 りました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類等も添付されており、許可相当ということでございます。
 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

7 番 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
 7番、風間です。3項の調査報告をします。本件の調査は、根崎、内藤両委員さん
 とともに調査してまいりました。
 譲受人は市内玉造甲地区在住、30歳、会社員の男性です。譲渡人は市内井上地区
 在住、88歳、農業の男性です。申請事由は、受人の方は現在アパート住まいで子
 供が増えて大きくなるにつれて手狭になり、実家でもある祖父の家の隣の土地に自
 己用住宅を建築したいそうです。区分は贈与による所有権移転となります。場所
 は、なめがた地域医療センターより南に500mほど行ったところにあります。調
 査の結果、必要な書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よ
 りしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、必要な書類も整っており、問題がないものであるということでござ
 います。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、4項につきましては、事務局からの説明どおり取下げとなっております。

(議案第32号)

議 長 議案第32号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明を願
 います。

事 務 局 議案第32号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は
 事前配布のため割愛する)。

議 長 それでは、1項ごとに審査をいたします。
 1項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員に同行し
 てもらいました。

申請人は行方市玉造甲に住む70代の男性です。申請理由は地目変更登記のための非農地証明でございます。この土地は、40年前から宅地となっていたそうです。場所は玉造庁舎の隣になります。何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、40年以上前から宅地として利用されており、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、郡司です。第2項の調査報告をいたします。

申請人は88歳で行方市井上藤井に在住し、農業の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所はなめがた地域医療センターから南へ約500mのところになります。平成11年頃から宅地として利用していました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地証明書を交付しても妥当なものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第33号)

議 長 議案第33号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第33号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明する。

別紙、資料No.1のほうをご覧いただきたいと思います。農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地利用最適化の推進の状況及び農業委員会の適正な事務実施状況について、毎年6月末までに決定し、3年間公表しなければなりません。3月の総会に案を作成して委員の皆様にご支援をいただきましてその案を地域の農業者の方から意見を徴取いたしまして、その意見を基に補正をして決定するような流れとなっております。

3月の総会審議で決定を受けてから、3月31日から4月28日まで、市のホームページのほうに掲載をしまして意見及び要望のほうの募集を行ってきたところでございます。結果としましては、意見、要望につきましてはございませんでした。新しい農林業センサスの数値も間もなく公表される見込みですが、現時点で公表され

ておりませんので、内容のほうは3月にお諮りしたものと同様となっております。
3月と同じ内容ですので、説明のほうは割愛させていただきます、ご確認いただければと思います。

なお、決定後は、また新たに市のホームページあるいは全国農業会議所のホームページに掲載して公表する予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 それでは、皆様方の審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については原案のとおり決定いたします。

（議案第34号）

議 長 議案第34号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第34号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定について説明する。
行方市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めますということで、現行のとおり面積の変更は行わない。行方市全域につきまして5,000㎡、空き家に付随した農地につきましては100㎡ということで、現状どおりということで提案させていただきます。その設定理由につきましては記載のとおりというこゝでお願いしたいと思ひます。以上です。

議 長 それでは、皆様方のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）設定については原案のとおり決定いたします。

（議案第35号）

議 長 議案第35号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第35号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。
別紙資料2をご覧いただきたいと思ひます。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。今回、新規の設定のみで、

田が2件4筆6, 617㎡となります。
次のページの農用地利用集積計画一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第36号)

議 長 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、説明する。

別紙資料No.3をご覧くださいと思います。

令和3年4月28日付で行方市長より行方市農業委員長宛に農用地利用配分計画に係る意見を求められております。計画期間については、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が6筆9,988㎡となります。詳細につきましては次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第35号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続になります。以上です。

議 長 それでは、質問よろしいでしょうか。
この賃借料、これが抜けているのは。賃借料ゼロ円か。下の2つは玄米90キロということになっているんだけど。

事 務 局 こちら使用貸借権になりまして、賃借料のほうはございません。

議 長 使用貸借。使用貸借でただということなのか。

事 務 局 そういうことになります。

議 長 そうだね。親子でも何でも、親子なのか。親子じゃないよな。

事 務 局 ではないです。

議 長 他人だけれどもただで。

事 務 局 そうです。

議 長 分かりました。そういうことのようにございます。

それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

(議案第37号) (議案第38号) (議案第39号)

議 長 議案第37号 行方市職員を行方市農業委員会事務局職員に兼ねて任命することについて、議案第38号 訴訟事件に係る被控訴人指定代理人の指定について、議案第39号 訴訟事件に係る被控訴人訴訟代理人の指定及び委任について、以上の議案は関連がございますので一括として事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案の方ですけれども差し替えということで、別に本日配付した資料のほうをご覧くださいと思います。

議案第37号 行方市職員を行方市農業委員会事務局職員に兼ねて任命することについて、処分取消等請求控訴事件に係る訴訟事務に必要なため、地方自治法第180の3の規定に基づき、下記の行方市職員を行方市農業委員会事務局職員に兼ねて任命することについて、承認を求めたいので本案を提出するものである。

行方市職員、森作、深澤、門井、3人とも総務課の行政グループの職員でございます。

議案第38号 訴訟事件に係る被控訴人指定代理人の指定について、処分取消等請求控訴事件に係る被控訴人指定代理人に下記の者を指定することについて、承認を求めたいので本案を提出するものである。

前号の総務課職員の3人と農業委員会事務局のほうから堀井局長と私の計5人でございます。

議案第39号 訴訟事件に係る被控訴人訴訟代理人の指定及び委任について、処分取消等請求控訴事件に係る被控訴人訴訟代理人に下記の者を指定し、下記の事件に関する事項を委任することについて、承認を求めたいので本案を提出するものである。

被控訴人訴訟代理人、弁護士、磯山貴洋(茨城県弁護士会所属)、同じく弁護士、川又俊宏(茨城県弁護士会所属)、同じく弁護士、竹林祥琢(茨城県弁護士会所属)です。所在地は、土浦市中央1-15-6 磯山法律事務所になります。

裁判の相手方、それから裁判所、事件名については記載のとおりで、それから委任事項、1、被控訴人がする一切の行為を代理する権限。2、反訴の提起。3、訴えの取下げ、和解、請求の放棄もしくは承諾または訴訟参加もしくは訴訟引受けによる脱退。4、控訴、上告もしくは上告受理の申立てまたはこれらの取下げ。5、復代理人の選任です。

議案第37号から議案第39号までにつきましては、令和3年3月12日付で東京高等裁判所に潮来市の男性の方から第一審の判決を不服として控訴された関係によるものでございます。以上です。

議 長 ただいま説明がございましたように、第一審に対する控訴、控訴理由状をつけて控

全 議 員	訴が行われたということで、それに対応する体制を取らなければならないということ とでございます。
全 議 員	それでは、この体制について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議 員	異議なし。（全員一致）
全 議 員	異議なし認め、議案第37号から議案第39号は、原案のとおり承認といたしま す。
議 長	<p style="text-align: center;">（報告第22号）（報告第23号）（報告第24号）（報告第25号）</p> 報告第22号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認につい て 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について 報告第25号 農業委員活動状況について 以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。
事 務 局	報告第22号 農地法6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認につい て説明する。 別紙資料4をご覧いただきたいと思います。農地所有適格法人は、毎事業年度終了 後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないことになっ ております。今回は4月12日から5月10日までの1か月間に報告書を提出いた だいたものにつきましてご報告いたします。今回3法人から報告がございました。 農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要があります。1つ目が法人形態の要件 で、会社形態であること。2つ目が事業要件で、主たる事業が農業であること、農 業と関連する事業が売上高の過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業常時 従事者、農地提供者、市町村農協などの農業関係者の議決権が総議決の2分の1を 超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であるこ と。4つ目が役員の要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上 従事し、さらにその役員、またはその事業に使用人のうち1人以上が60日以上農 作業に従事していることとなっております。今回の報告書の提出があった農地所有 適格法人は、この4つの要件を満たしておりますのでご報告いたします。
議 全 員 長	報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する （別紙議案書のとおり）。 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する （別紙議案書のとおり）。 報告第25号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。
議 全 員 長	それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。

議

長 (閉会宣告) 午後3時42分
本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。これで第5回総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。ご協力ありがとうございました。